

議事要旨(3)企業会計基準「金融商品に関する会計基準(案)」について

大橋専門研究員より、資料「公表にあたって:『金融商品に関する会計基準』の公表(案)」及び「金融商品に関する会計基準(案)」等に基づき、前回(第109回)企業会計基準委員会での基準案からの修正案の説明が行われた。なお、標題の改正会計基準(案)は、下記の審議の後、第110回企業会計基準委員会で委員13名全員の賛成により公表議決された。

修正案の概要は、以下のとおりである。

- 改正会計基準(案)の適用初年度においては、会計基準の変更に伴う会計方針の変更として取り扱う旨の記述の追加が公開草案に対して行われている。改正会計基準(案)では、純資産会計基準の公表に対応した改正も含まれているが、新株予約権等の純資産の部への表示は、純資産会計基準の適用に伴う会計方針の変更であり、改正会計基準(案)の適用に伴うものではないため、これを除く旨を明記した。
- 転換社債型新株予約権付社債に関する結論の背景での、社債部分と新株予約権部分を区分せず一体とした処理又は両者を区分する処理とする旨の記載について、これは発行者側についてであり、取得者側については前者のみ認められることから、その旨の記載を追加した。

コメントに対する質疑は、以下のとおりである。

- 改正会計基準と企業会計審議会公表の改正前会計基準との位置付けが明確にされていないのではないかと意見があった。しかし、改正会計基準(案)の冒頭で、改正である旨が示されており、また、同時に公表が予定されている「公表にあたって」でも、企業会計審議会が公表した「金融商品に係る会計基準」の改正である旨を明記しており、特段の対応はされないこととされた。

承認された企業会計基準については、[企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」](#)を参照のこと。

以 上